

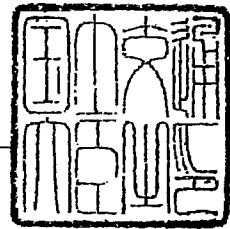


## 認定書

国住指第 3260 号  
平成 29 年 1 月 26 日

アイジー工業株式会社  
代表取締役社長 服部 達夫 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号

PC030BE-3649(4)

2. 認定をした構造方法等の名称

人造鉱物繊維断熱材充てん／ポリイソシアヌレートフォーム裏張・鋼板・フェノールフォーム板・下張材〔木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

## 1. 構造名

人造鉱物繊維断熱材充てん／ポリイソシアヌレートフォーム裏張・鋼板・フェノールフォーム板・下張材  
 [木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板又はせっこうボード] 表張／せっこうボード裏張／  
 木製軸組造外壁

## 2. 寸法等

- 1) 壁高さ、壁幅：構造計算等で構造安定性が確認できる寸法とする。
- 2) 壁厚さ：174 mm以上
- 3) 柱・間柱間隔：500 mm以下
- 4) 屋内側の仕様：真壁（欠込み）工法、真壁（柱受材）工法、大壁工法

## 3. 材料構成

## 1) 主構成材料

項目	仕様
柱 (荷重支持部材)	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・日本農林規格に適合する針葉樹の構造用製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の構造用集成材 ・日本農林規格に適合する構造用単板積層材 ・平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材 ②断面寸法 (mm)：105×105 以上 (真壁 (欠込み) の場合のみ) 欠込み深さ (mm)：25 以上 欠込み幅 (mm)：内装材の厚さに応じる (内装材の厚さ+1) ③密度 (g/cm <sup>3</sup> )：0.38 <sub>±0.08</sub> 以上
間柱	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・日本農林規格に適合する針葉樹の製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 ・日本農林規格に適合する単板積層材 ・日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 ・平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材 ②断面寸法 (mm)：27×75 以上 (真壁) 27×105 以上 (大壁)

つづく

1) 主構成材料のつづき

項目	仕様												
<p>外装材</p> <p>断面形状については、断面形状図に示す。</p>	<p>①寸法 (mm)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全幅：(働き幅+34) 以上</li> <li>・働き幅：396 以下</li> <li>・厚さ：15</li> <li>・断面欠損部最低厚さ：8.5 以上</li> <li>・各部寸法許容差：±2</li> </ul> <p>②形状：平板</p> <p>③断面欠損率 (%)：20 以下</p>												
<p>表面材</p>	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322(材質))</li> <li>・塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318(材質))</li> <li>・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312(材質))</li> <li>・溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321(材質))</li> <li>・溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317(材質))</li> <li>・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302(材質))</li> <li>・塗装/亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697(材質))</li> <li>・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313)</li> <li>・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) に塗装した材料</li> <li>・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070)</li> <li>・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料</li> <li>・塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320(材質)) (フェライト系に限る)</li> <li>・熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304(材質)) (フェライト系に限る)</li> <li>・冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305(材質)) (フェライト系に限る)</li> </ul> <p>②塗装の有機質量 (g/m<sup>2</sup>)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.35 以上</p> <p>④表面形状：平滑又は溝付(溝深 6.5 mm以下)</p>												
<p>芯材</p>	<p>①材料：ポリイソシアヌレートフォーム</p> <p>②厚さ (mm)：外装材の厚さから表面材と裏面材の厚さを減じた厚さ (但し、溝部を除く)</p> <p>③密度 (kg/m<sup>3</sup>)：38<sub>±5</sub></p> <p>④イソシアネート指数：270</p> <p>⑤標準組成 (質量%)：</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリイソシアネート</td> <td style="padding-left: 20px;">60<sub>±6</sub></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリエーテル系ポリオール</td> <td style="padding-left: 20px;">6<sub>±3</sub></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">ポリエステル系ポリオール</td> <td style="padding-left: 20px;">24<sub>±4</sub></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">難燃剤(りん・ハロゲン系)</td> <td style="padding-left: 20px;">6<sub>±2</sub></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">三量化触媒、整泡剤等</td> <td style="padding-left: 20px;">4<sub>±3</sub></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">発泡剤(HFO系)</td> <td style="padding-left: 20px;">9.7<sub>±3</sub> (外割)</td> </tr> </table>	ポリイソシアネート	60 <sub>±6</sub>	ポリエーテル系ポリオール	6 <sub>±3</sub>	ポリエステル系ポリオール	24 <sub>±4</sub>	難燃剤(りん・ハロゲン系)	6 <sub>±2</sub>	三量化触媒、整泡剤等	4 <sub>±3</sub>	発泡剤(HFO系)	9.7 <sub>±3</sub> (外割)
ポリイソシアネート	60 <sub>±6</sub>												
ポリエーテル系ポリオール	6 <sub>±3</sub>												
ポリエステル系ポリオール	24 <sub>±4</sub>												
難燃剤(りん・ハロゲン系)	6 <sub>±2</sub>												
三量化触媒、整泡剤等	4 <sub>±3</sub>												
発泡剤(HFO系)	9.7 <sub>±3</sub> (外割)												
<p>裏面材</p>	<p>(1)～(2)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)紙系</p> <p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はり合わせアルミニウムはく</li> <li>・アルミラミネート加工紙</li> </ul> <p>②厚さ (mm)：0.22<sub>±0.05</sub> 以上</p> <p>③有機質量 (g/m<sup>2</sup>)：100 以下</p>												

注) HFO：ハイドロフルオロオレフィン

つづく

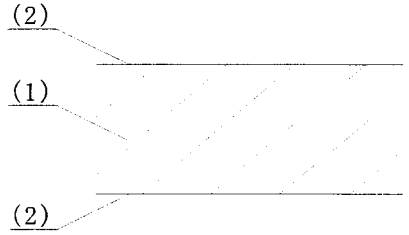
1) 主構成材料のつづき

項目	仕様
外 装 材 の つ づ き	(2) 鋼板系 ① 材質：次のいずれか一仕様とする。 ・ 塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322 (材質)) ・ 塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318 (材質)) ・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312 (材質)) ・ 溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321 (材質)) ・ 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317 (材質)) ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302 (材質)) ・ 塗装/亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697 (材質)) ・ 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) ・ 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) に塗装した材料 ・ 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) ・ 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323 (材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料 ・ 塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320 (材質)) (フェライト系に限る) ・ 熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304 (材質)) (フェライト系に限る) ・ 冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305 (材質)) (フェライト系に限る) ② 塗装の有機質量 (g/m <sup>2</sup> )：両面合計 65 以下 ③ 厚さ (mm)：0.13 以上 ④ 表面形状：平滑又はエンボス (エンボス深さ 1 mm 以下)
シール材	① 材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ ポリウレタン系 ・ アクリル系 ・ アクリルウレタン系 ・ アクリルシリコーン系 ・ ポリサルファイド系 ・ 変成ポリサルファイド系 ・ 変成シリコーン系 ・ エポキシ変成シリコーン系 ・ ポリイソブチレン系 ・ シリコーン系 ・ ブチルゴム系 ・ シリコーン系マスチック ・ 油性コーキング材 ・ ポリエチレン系 ・ 合成ゴム系 ・ EPDM 系 (エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・ エチレン酢酸ビニル共重合体系 ・ ポリアミド系 ・ ポリオレフィン系 ・ 発泡ポリエチレン系 ・ 無し ② 使用量 (g/m)：20 以下
接着剤	① 材質：次のいずれか一仕様とする。 ・ ホットメルト系 ・ 無し ② 使用量 (g/m)：5 以下

つづく

1) 主構成材料のつづき

項目	仕様
外張断熱材	<p>材料：フェノールフォーム板のうち、(1)又は(2)            (1)フェノールフォーム保温板(JIS A 9511)            (2)フェノールフォーム断熱材(JIS A 9521)</p> <p>構成：(1)の両面に(2)を施したもの</p> <p>(1)基材            材質：フェノール樹脂            密度 (kg/m<sup>3</sup>)：27<sub>±3</sub>～40<sub>±4</sub></p> <p>(2)面材            仕様：1)又は2)のいずれか一仕様とする。            1)あり            種類：a)～c)のいずれか一仕様又は組合せとする。            a)ポリエステル系不織布            b)ポリプロピレン系不織布            c)はり合せアルミニウムはく            使用量又は有機質量 (g/m<sup>2</sup>) (片面あたり)：10<sub>±1</sub>～30<sub>±3</sub></p> <p>2)なし</p> <p>形状：平板            厚さ (mm)：35～100</p>



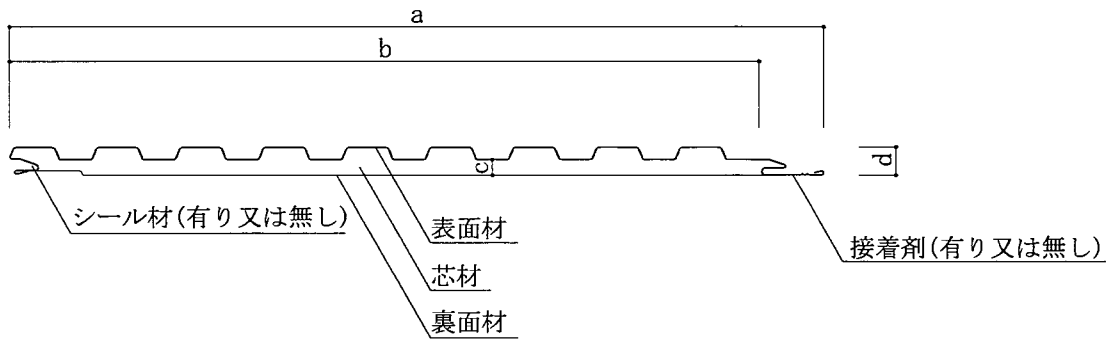
断面構成図

つづく

1) 主構成材料のつづき

項 目	仕 様
外装下地材 (下張材)	<p>(1)～(4)のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)木質系ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造用合板(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 5 以上</li> <li>・構造用パネル(日本農林規格に適合するもの) 厚さ (mm) : 9 以上</li> <li>・パーティクルボード(JIS A 5908) 厚さ (mm) : 9 以上</li> <li>・繊維板(JIS A 5905) 厚さ (mm) : 5 以上</li> </ul> <p>(2)セメント板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質系セメント板(JIS A 5404) 厚さ (mm) : 9 以上</li> <li>・パルプセメント板(JIS A 5414) 厚さ (mm) : 6 以上</li> <li>・繊維強化セメント板(JIS A 5430) 厚さ (mm) : 4 以上</li> <li>・両面アクリル樹脂系塗装／パルプ・けい酸質混入セメント板 (国土交通大臣認定準不燃材料：QM-0457) 厚さ (mm) : 9 以上</li> <li>・繊維混入けい酸カルシウム板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8578) 厚さ (mm) : 9 以上</li> <li>・窯業系サイディング(JIS A 5422) 厚さ (mm) : 14 以上</li> </ul> <p>(3)火山性ガラス質複層板(JIS A 5440)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚さ (mm) : 6 以上</li> </ul> <p>(4)せっこうボード (強化せっこうボードを含む、以下同じ。) (JIS A 6901)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚さ (mm) : 9.5 以上</li> </ul>
充てん断熱材 (人造鉱物繊維断熱材)	<p>(5)材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール(JIS A 9504、JIS A 9521)</li> <li>・ロックウール(JIS A 9504、JIS A 9521)</li> </ul> <p>(6)厚さ (mm) : 50 以上</p> <p>(7)密度 (kg/m<sup>3</sup>) : 10 以上</p>
内装材	<p>①材料：せっこうボード(JIS A 6901)</p> <p>②厚さ (mm) : 12.5 以上</p> <p>③端部形状：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベベル</li> <li>・テーパー</li> <li>・スクエア</li> </ul>

外装材の寸法



a：全幅：(b+34)以上

b：働き幅：396以下

c：断面欠損部最低厚さ：8.5以上（但し、合いじゃくり部を除く）

d：厚さ：15

断面欠損率（%）：20以下

（断面欠損率の計算方法）

断面欠損率（%）＝働き幅内における厚さ15以下の断面欠損部面積／（15×働き幅）×100

2) 副構成材料

項目	仕様
胴縁	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本農林規格に適合する針葉樹の製材</li> <li>・日本農林規格に適合する針葉樹の集成材</li> <li>・日本農林規格に適合する単板積層材</li> <li>・日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材</li> <li>・日本農林規格に適合する構造用合板又は普通合板</li> <li>・平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材</li> </ul> <p>②断面寸法 (mm)：15×45以上(外装材横目地部は2本並べ又は15×90以上)</p> <p>③間隔 (mm)：500以下</p>
防水紙1	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 透湿防水シート (JIS A 6111)</li> <li>2) アスファルトフェルト 430 (JIS A 6005)</li> <li>3) アスファルトフェルト (単位面積質量 430g/m<sup>2</sup>未満の製品)</li> <li>4) プラスチックシート 材質：次のいずれか一仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飽和ポリエステル</li> <li>・ポリプロピレン</li> <li>・ポリエステル</li> <li>・ポリ塩化ビニル</li> <li>・ABS (アクリロニトリル-ブタジエンスチレン) 樹脂</li> <li>・ポリエチレン</li> <li>・ポリスチレン</li> <li>・ポリプロピレン・ポリエチレン共重合体</li> </ul> </li> <li>5) オレフィンシート</li> <li>6) オレフィンシート+高分子吸収体(吸水ポリマー、メチルセルロース)</li> <li>7) アルミニウム蒸着オレフィンシート</li> <li>8) アルミ箔張りオレフィンシート</li> <li>9) 無し</li> </ol> <p>②質量 (g/m<sup>2</sup>)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)、4)～8)：430未満</li> </ol>
防水紙2	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 透湿防水シート (JIS A 6111)</li> <li>2) アスファルトフェルト 430 (JIS A 6005)</li> <li>3) アスファルトフェルト (単位面積質量 430g/m<sup>2</sup>未満の製品)</li> <li>4) プラスチックシート 材質：次のいずれか一仕様とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飽和ポリエステル</li> <li>・ポリプロピレン</li> <li>・ポリエステル</li> <li>・ポリ塩化ビニル</li> <li>・ABS (アクリロニトリル-ブタジエンスチレン) 樹脂</li> <li>・ポリエチレン</li> <li>・ポリスチレン</li> <li>・ポリプロピレン・ポリエチレン共重合体</li> </ul> </li> <li>5) オレフィンシート</li> <li>6) オレフィンシート+高分子吸収体(吸水ポリマー、メチルセルロース)</li> <li>7) アルミニウム蒸着オレフィンシート</li> <li>8) アルミ箔張りオレフィンシート</li> <li>9) 無し</li> </ol> <p>②質量 (g/m<sup>2</sup>)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)、4)～8)：430未満</li> </ol>



## 2)副構成材料のつづき

項 目	仕 様
受材 (真壁の場合) (大壁の場合は、 有り又は無し)	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・日本農林規格に適合する針葉樹の製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 ・日本農林規格に適合する単板積層材 ・日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 ・平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材 ②断面寸法 (mm)：30×30以上
柱受材 (真壁(受材)の場 合)	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・日本農林規格に適合する針葉樹の製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 ・日本農林規格に適合する単板積層材 ・日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 ・平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材 ②断面寸法 (mm)：27×27以上
当て木 (内装材に横目地 がある場合)	①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・日本農林規格に適合する針葉樹の製材 ・日本農林規格に適合する針葉樹の集成材 ・日本農林規格に適合する単板積層材 ・日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材 ・平成12年建設省告示第1452号第六号に規定する無等級材又は第七号に規定する木材 ②断面寸法 (mm)：30×30以上
防湿材	①材料：次のいずれか一仕様とする。 1)住宅用プラスチック系防湿フィルム(JIS A 6930) 2)包装用ポリエチレンフィルム(JIS Z 1702) 3)農業用ポリエチレンフィルム(JIS K 6781) 4)ポリプロピレンシート 5)アルミニウム蒸着ポリエチレンシート 6)アルミニウム蒸着ポリプロピレンシート 7)アルミニウムガラスクロス 8)アルミニウム箔 9)無し ②厚さ (mm) 及び質量 (g/m <sup>2</sup> ) 1)～4)厚さ：0.2 <sub>±0.02</sub> 以下 単位面積質量(有機質量)：200 <sub>±20</sub> 以下 5)～8)厚さ：1.0 <sub>±0.1</sub> 以下 単位面積質量(有機質量)：200 <sub>±20</sub> 以下

つづく

## 2)副構成材料のつづき

項目	仕様
留め具	<p>留め付け方法：実部打ち、共打ちのいずれかを必須とし、脳天打ちは必要に応じて使用する。</p> <p>[実部打ち用]</p> <p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くぎ：φ1.90×L32 (N32)以上 (JIS A 5508)</li> <li>・くぎ：φ1.9×L32以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる)</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねじ：φ2.1×L32以上</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <p>②間隔 (mm)：396以下</p> <p>[共打ち用]</p> <p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くぎ：φ2.45×L45 (N45)以上 (JIS A 5508)</li> <li>・くぎ：φ2.45×L45以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる)</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねじ：φ2.5×L40以上</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <p>②間隔 (mm)：396以下</p> <p>[脳天打ち用]</p> <p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くぎ：φ1.70×L25 (N25)以上 (JIS A 5508)</li> <li>・くぎ：φ1.7×L25以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる)</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねじ：φ2.1×L25以上</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p>
外張断熱材用	<p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くぎ：φ2.45×L45 (N45)以上 (JIS A 5508)</li> <li>・くぎ：φ2.45×L45以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる)</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねじ：φ2.45×L45以上</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <p>②下地への打ち込み深さ (mm)：10以上</p> <p>③使用箇所：隅部及び必要に応じて中間部</p>
外装下地材用	<p>①材料及び寸法 (mm)：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くぎ：φ1.70×L25 (N25)以上 (JIS A 5508)</li> <li>・くぎ：φ1.7×L25以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる)</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねじ：φ1.7×L25以上</li> </ul> <p>材質：鋼製又はステンレス製</p> <p>②間隔 (mm)：外周部 1000以下、中間部 1000以下</p>

つづく

## 2) 副構成材料のつづき

項目	仕様
留め具のつづき	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 2.15 \times L38$ (N38) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 2.15 \times L38$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鋼製又はステンレス製 ・ねじ : $\phi 3.8 \times L28$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス製 ②間隔 (mm) : 外周部 200 以下、中間部 200 以下
胴縁用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 3.40 \times L75$ (N75) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 3.4 \times L75$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鋼製又はステンレス製 ・ねじ : $\phi 3.4 \times L75$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス製 ②下地への打ち込み深さ (mm) : 25 以上 ③間隔 (mm) : 500 以下
受材用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 2.75 \times L50$ (N50) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 2.75 \times L50$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鋼製又はステンレス製 ・ねじ : $\phi 2.75 \times L50$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス製 ②間隔 (mm) : 500 以下
柱受材用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 2.75 \times L50$ (N50) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 2.75 \times L50$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鋼製又はステンレス製 ・ねじ : $\phi 2.75 \times L50$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス製 ②間隔 (mm) : 500 以下
当て木用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 2.75 \times L50$ (N50) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 2.75 \times L50$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鋼製又はステンレス製 ・ねじ : $\phi 2.75 \times L50$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス製
防湿材用 (仮留め用)	①材料 : ステープル ②材質 : 鋼製又はステンレス製 ③寸法 (mm) : 呼び幅 4 以上 $\times$ 足長さ 6 以上 ④間隔 (mm) : 1000 以下
目地部役物 用	①材料及び寸法 (mm) : 次のいずれか一仕様とする。 ・くぎ : $\phi 1.50 \times L19$ (N19) 以上 (JIS A 5508) ・くぎ : $\phi 1.5 \times L19$ 以上 (JIS A 5508 相当の寸法と許容差に準ずる) 材質 : 鋼製又はステンレス製 ・ねじ : $\phi 1.5 \times L19$ 以上 材質 : 鋼製又はステンレス製

つづく

## 2) 副構成材料のつづき

項 目	仕 様
目地部役物 A	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322(材質))</li> <li>・塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318(材質))</li> <li>・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312(材質))</li> <li>・溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321(材質))</li> <li>・溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317(材質))</li> <li>・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302(材質))</li> <li>・塗装/亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697(材質))</li> <li>・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313)</li> <li>・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) に塗装した材料</li> <li>・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070)</li> <li>・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料</li> <li>・塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320(材質)) (フェライト系に限る)</li> <li>・熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304(材質)) (フェライト系に限る)</li> <li>・冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305(材質)) (フェライト系に限る)</li> </ul> <p>②塗装の有機質量 (g/m<sup>2</sup>)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.35 以上</p> <p>④断面形状：目地部役物 A 図参照</p>
目地部役物 B	<p>①材料：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322(材質))</li> <li>・塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318(材質))</li> <li>・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312(材質))</li> <li>・溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321(材質))</li> <li>・溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317(材質))</li> <li>・溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302(材質))</li> <li>・塗装/亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697(材質))</li> <li>・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313)</li> <li>・電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) に塗装した材料</li> <li>・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070)</li> <li>・溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323(材質)、国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064, 0065, 0069 及び 0070) に塗装した材料</li> <li>・塗装ステンレス鋼板 (JIS G 3320(材質)) (フェライト系に限る)</li> <li>・熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304(材質)) (フェライト系に限る)</li> <li>・冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305(材質)) (フェライト系に限る)</li> </ul> <p>②塗装の有機質量 (g/m<sup>2</sup>)：両面合計 65 以下</p> <p>③厚さ (mm)：0.35 以上</p> <p>④断面形状及び排水孔寸法：目地部役物 B 図参照</p>

つづく

## 2)副構成材料のつづき

項 目	仕 様
テープ 1 (防水紙 1 用)	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ゴムアス系 ・ブチル系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・グラスファイバーテープ ・無し ②寸法 (mm)：厚さ 1.6×幅 150 以下 ③質量 (g/m)：200 以下
テープ 2 (防水紙 2 用)	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ゴムアス系 ・ブチル系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・グラスファイバーテープ ・無し ②寸法 (mm)：厚さ 1.6×幅 150 以下 ③質量 (g/m)：200 以下
テープ 3 (外張断熱材用)	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ゴムアス系 ・ブチル系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・グラスファイバーテープ ・無し ②寸法 (mm)：厚さ 1.6×幅 150 以下 ③質量 (g/m)：200 以下
テープ 4 (防湿材用)	①材質：次のいずれか一仕様又は組合せとする。 ・ゴムアス系 ・ブチル系 ・アクリル系 ・ポリエステル系 ・塩化ビニル系 ・アスファルト系 ・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系) ・グラスファイバーテープ ・無し ②寸法 (mm)：厚さ 1.6×幅 150 以下 ③質量 (g/m)：200 以下

つづく

## 2)副構成材料のつづき

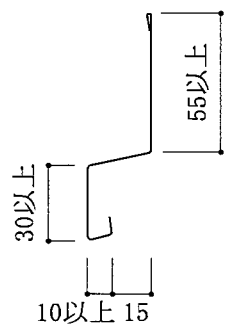
項 目	仕 様
内装材目地処理材 (有り又は無し)	目地パテ ①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・せっこうボード用目地処理材(JIS A 6914) ・せっこう系パテ ・炭酸カルシウム系パテ
	目地テープ ①材料：次のいずれか一仕様とする。 ・ガラス繊維ネット ・ジョイントテープ(JIS A 6914)

つづく

2)副構成材料のつづき

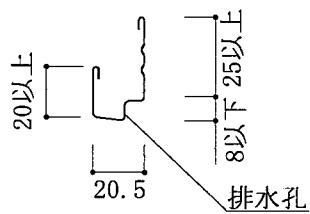
項 目	仕 様
目地材	<p>①材質：次のいずれか一仕様とする。</p> <p>(1)無し</p> <p>(2)シーリング目地</p> <p>1)シーリング材の材質：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリウレタン系</li> <li>・アクリル系</li> <li>・アクリルウレタン系</li> <li>・ポリサルファイド系</li> <li>・変成ポリサルファイド系</li> <li>・変成シリコーン系</li> <li>・ポリイソブチレン系</li> <li>・シリコーン系</li> <li>・ブチルゴム系</li> <li>・シリコーン系マスタック</li> <li>・油性コーキング材</li> <li>・ポリエチレン系</li> <li>・合成ゴム系</li> <li>・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系)</li> </ul> <p>(3)ガスケット目地</p> <p>1)ガスケット材の材質：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリコーン系</li> <li>・合成ゴム系</li> <li>・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系)</li> <li>・エチレン酢酸ビニル共重合体系</li> <li>・クロロプレン系</li> <li>・軟質ポリ塩化ビニル系</li> </ul> <p>(4)シーリング+バックアップ材併用目地</p> <p>1)シーリング材の材質：シーリング目地のシーリング材と同じ。</p> <p>2)バックアップ材の材質：次のいずれか一仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリコーン系</li> <li>・合成ゴム系</li> <li>・EPDM系(エチレン-プロピレン-ジエンゴム系)</li> <li>・エチレン酢酸ビニル共重合体系</li> <li>・テフロン系</li> <li>・ポリアミド系</li> <li>・ポリオレフィン系</li> <li>・ポリエチレン系</li> <li>・ポリプロピレン系</li> <li>・ポリスチレン系</li> <li>・シリコーンゴム系</li> <li>・クロロプレンゴム系</li> <li>・ロックウール系</li> <li>・グラスウール系</li> <li>・セラミックファイバー系</li> <li>・アルカリアースシリケート系(生体溶解性繊維)</li> </ul> <p>(5)ガスケット+バックアップ材併用目地</p> <p>1)ガスケット材の材質：ガスケット目地のガスケット材と同じ。</p> <p>2)バックアップ材の材質：シーリング+バックアップ材併用目地のバックアップ材と同じ。</p>

目地部役物A

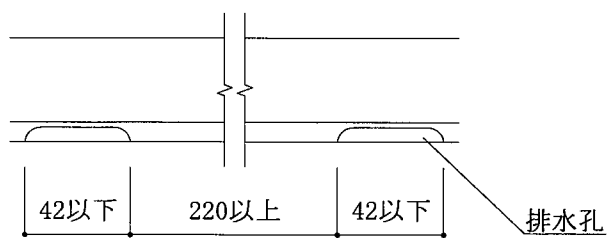


断面詳細図

目地部役物B



断面詳細図

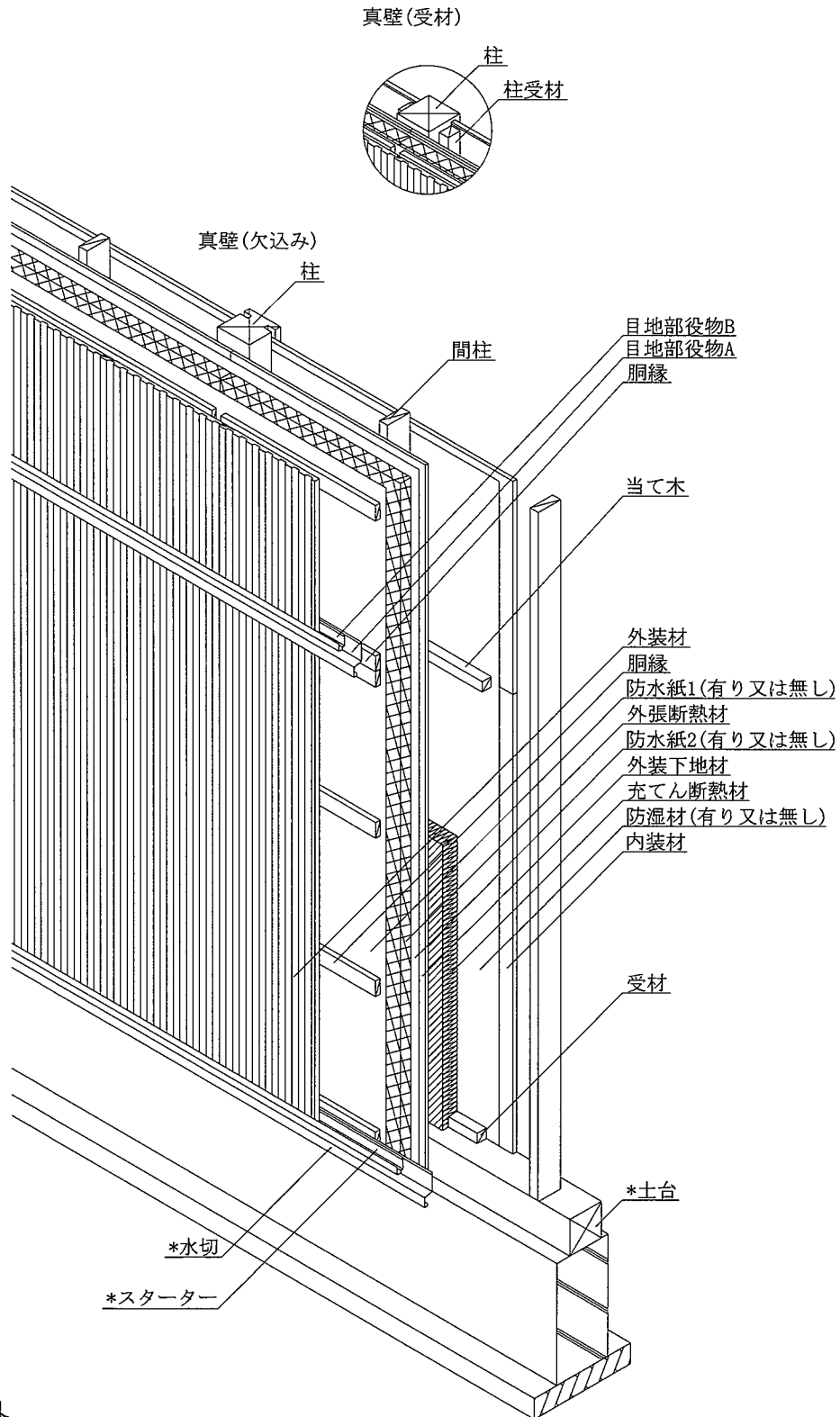


背面図



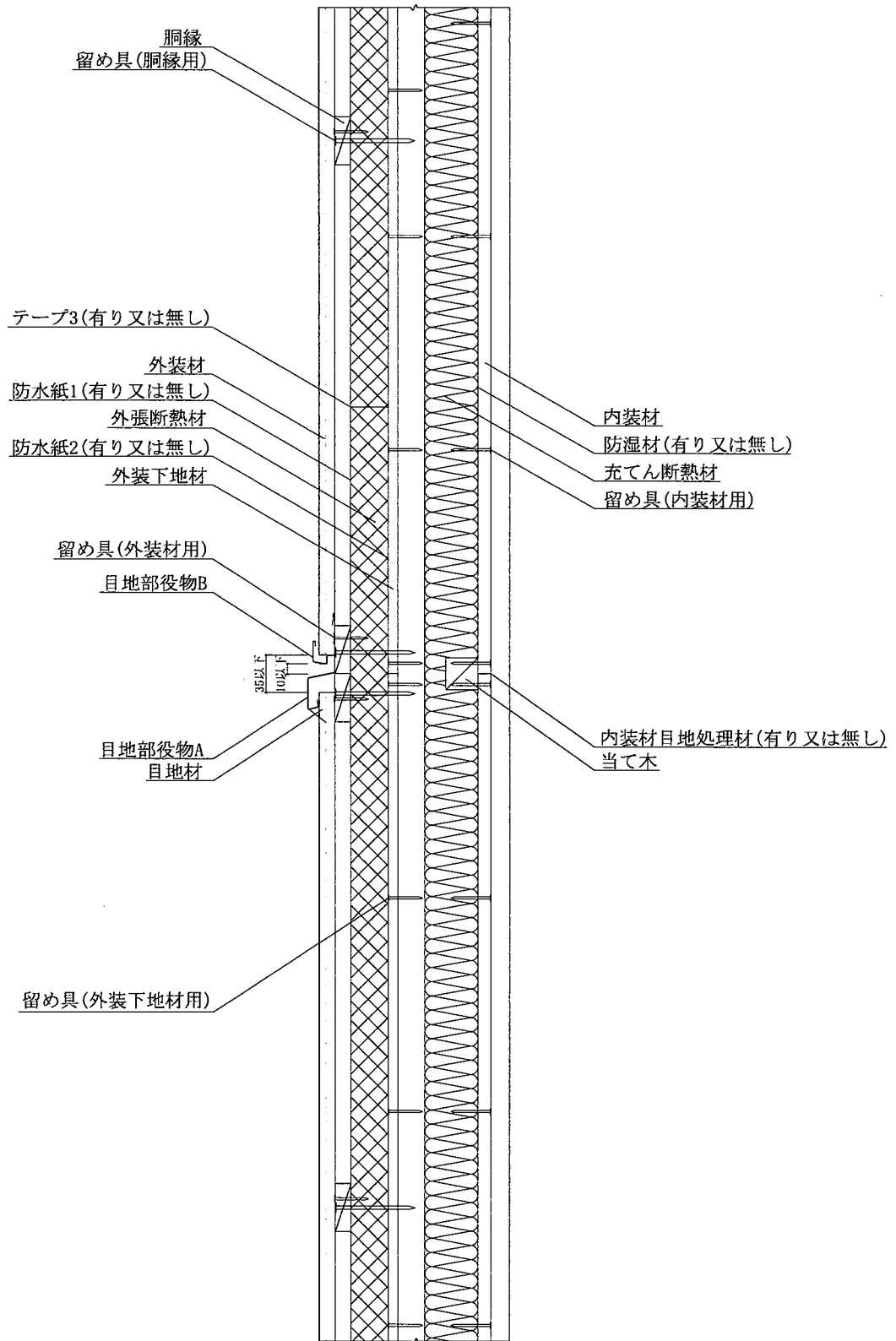
#### 4. 構造説明図

##### 真壁(欠込み・受材)工法

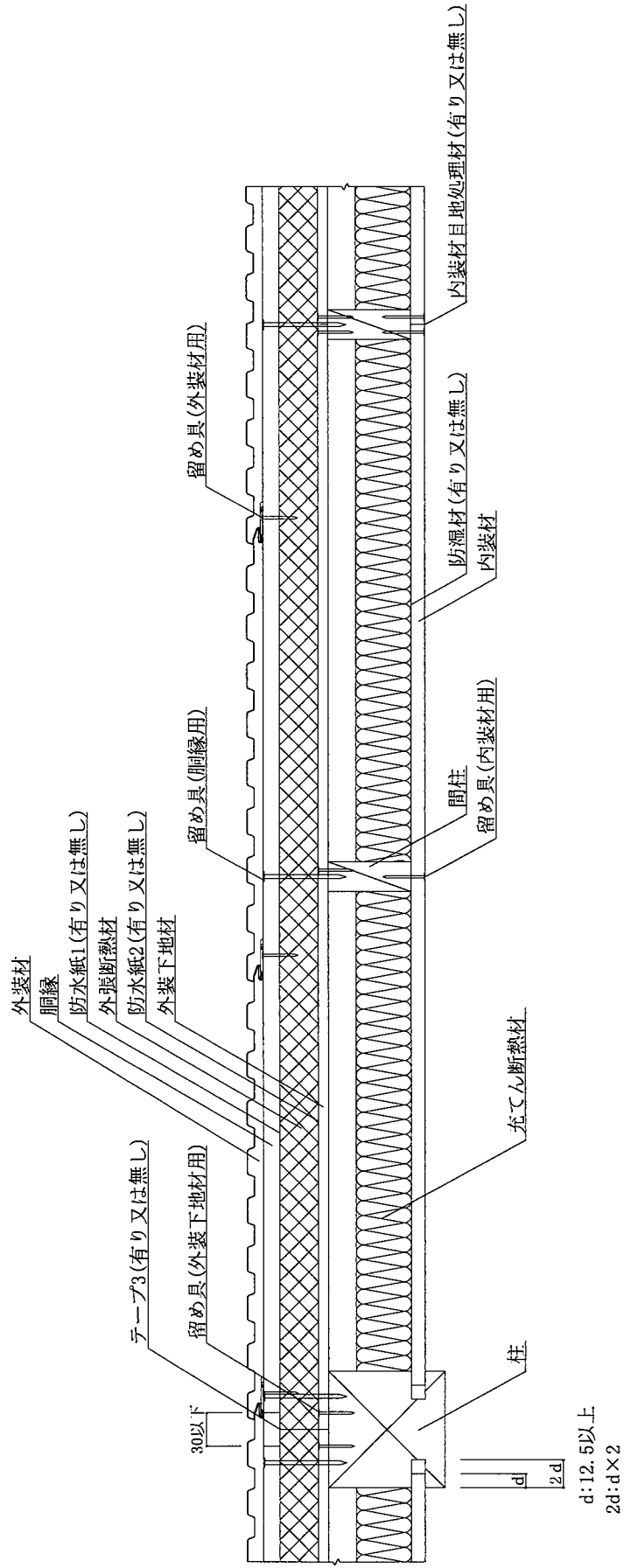


\*：認定対象外

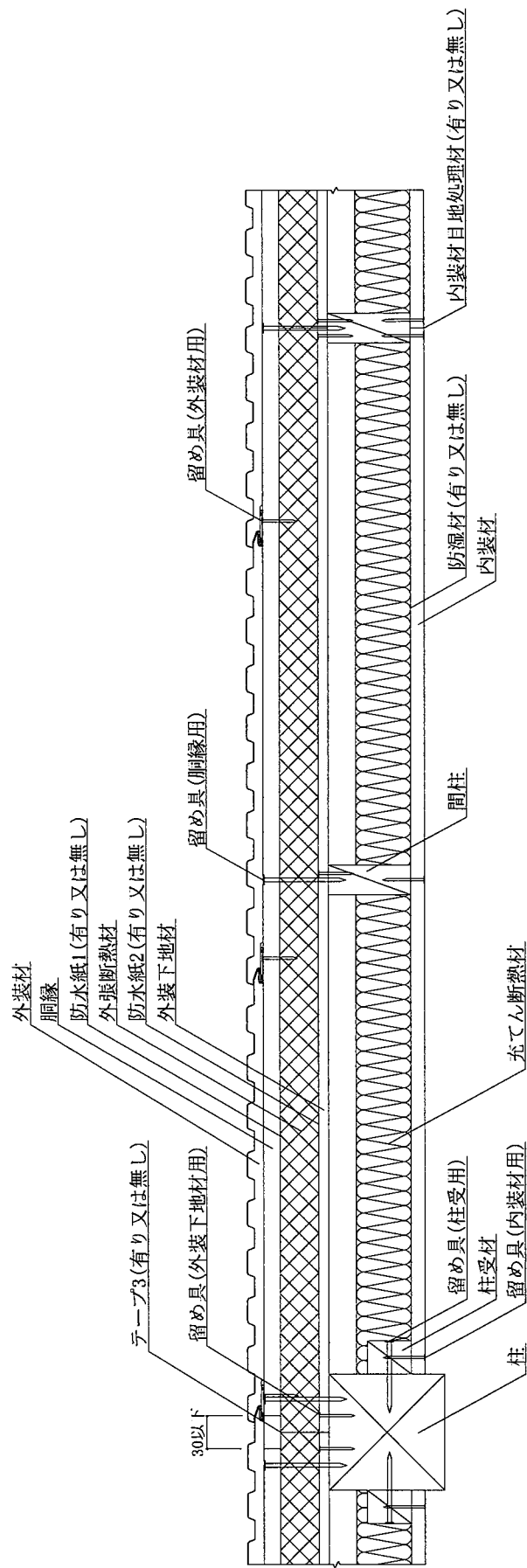
透視図



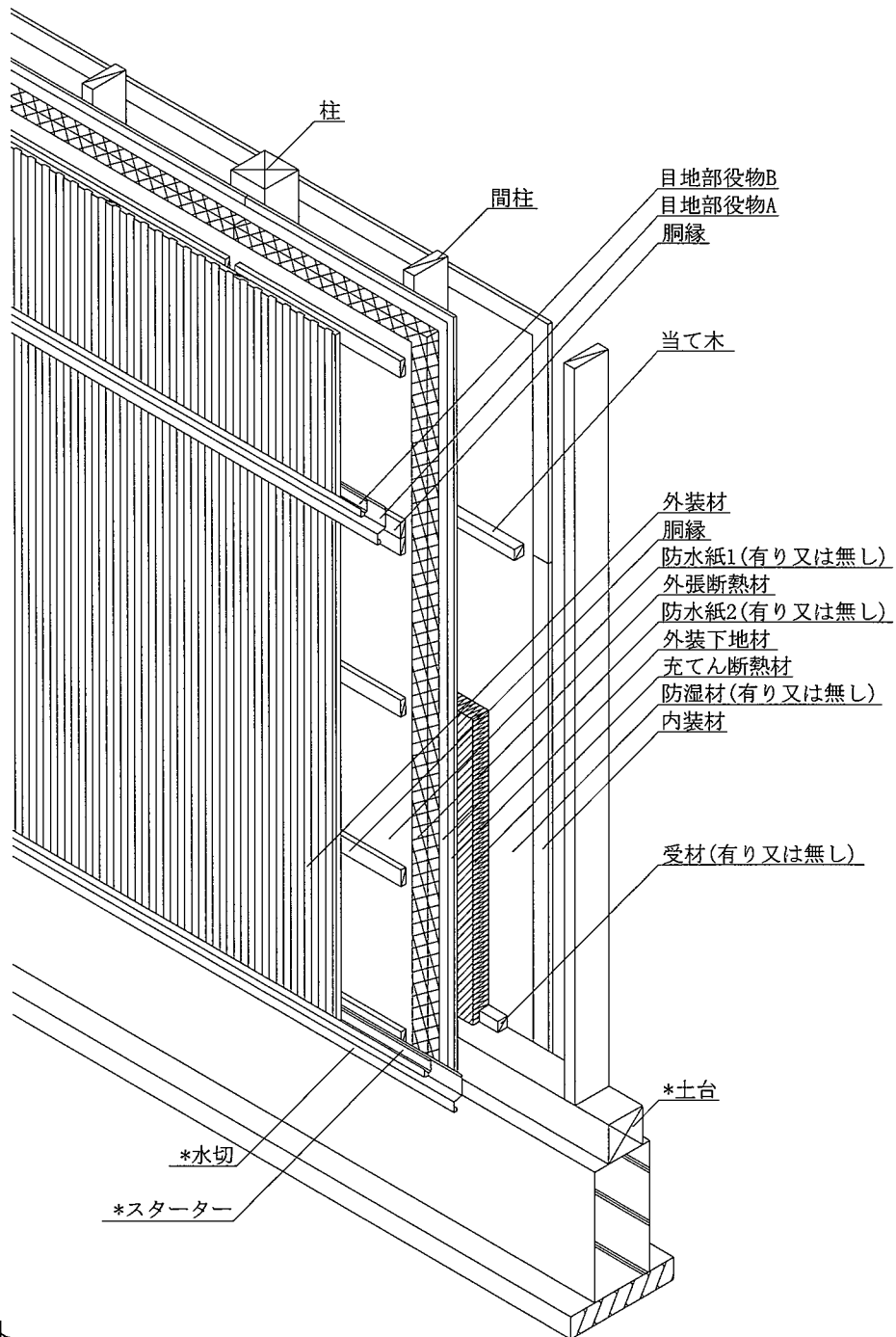
鉛直断面詳細図



水平断面詳細図

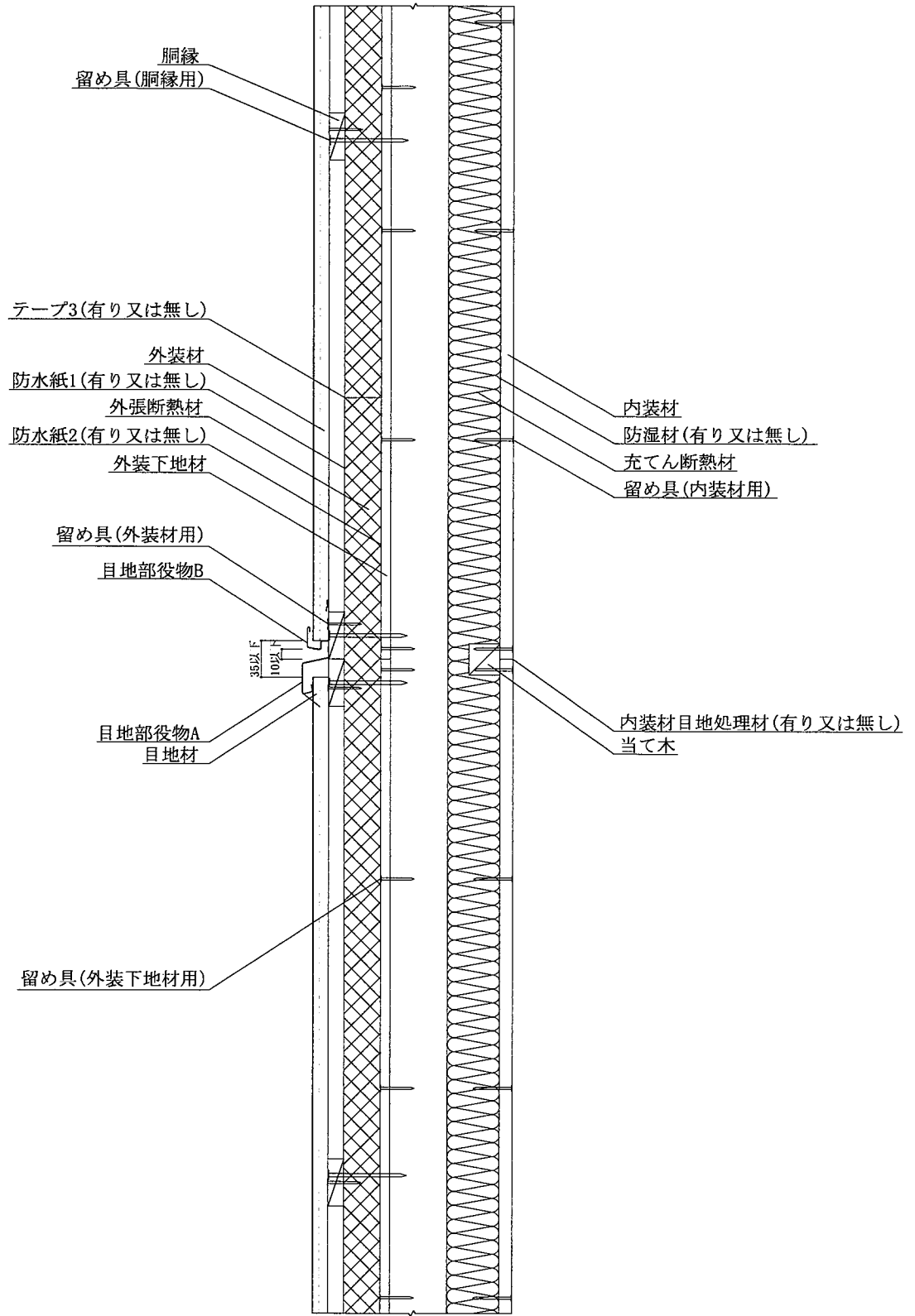


水平断面詳細図

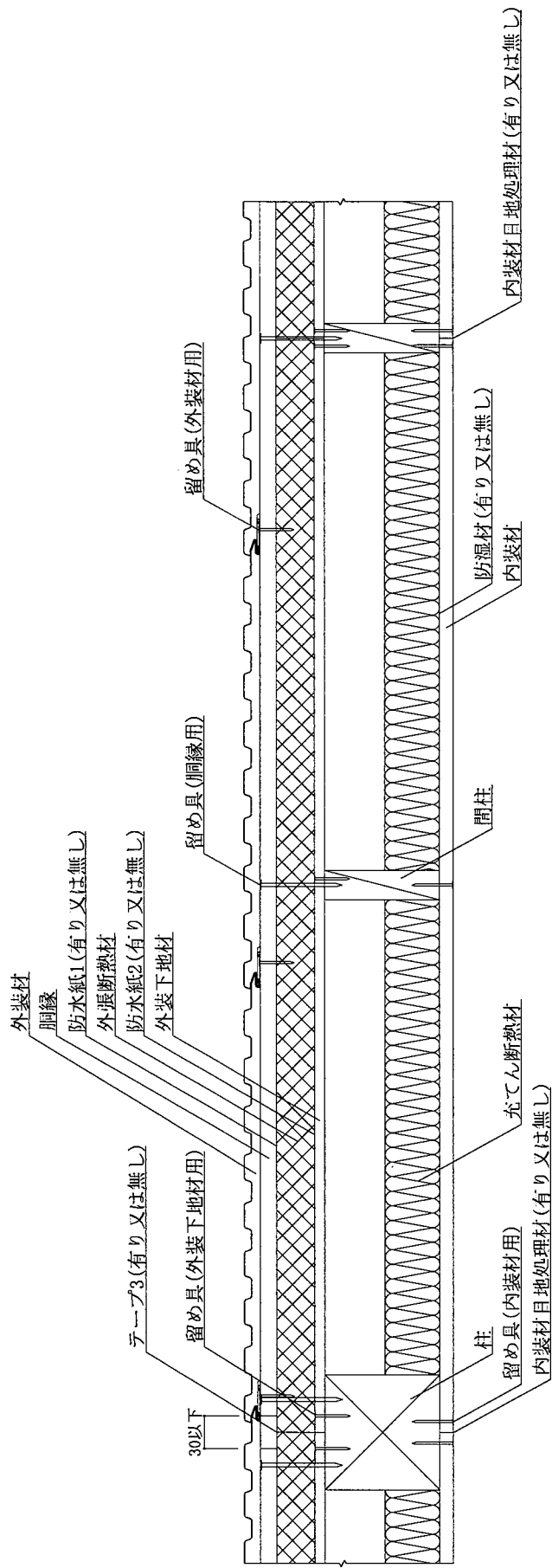


\*：認定対象外

透視図

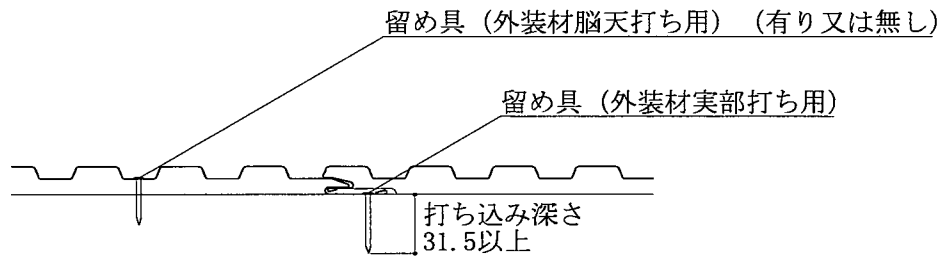


鉛直断面詳細図

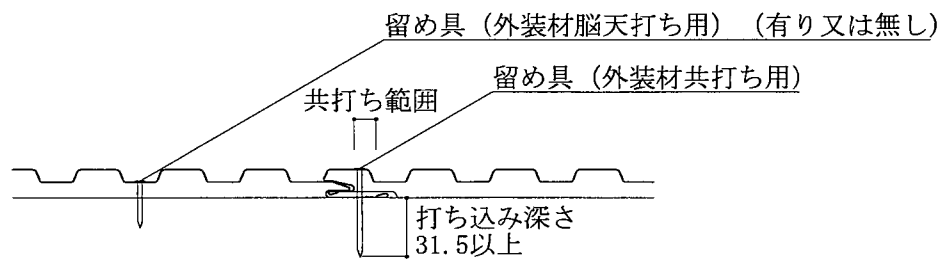


水平断面詳細図

外装材実部打ち



外装材共打ち





## 5. 標準施工方法

### 1) 下地の施工

柱、間柱は、不陸のないように土台に垂直に 500 mm以下の間隔で配置する。

### 2) 外装下地材の施工

外装下地材は、柱、間柱及び受材（使用する場合のみ）に外装下地材用留め具を用いて留め付ける。また、目地部には必要に応じてテープを貼り付ける。

### 3) 防水紙 2 の施工（外装下地材-外張断熱材間）

防水紙 2 を使用する場合は、ステープル、テープ等を用いて仮留めする。

この際、防水の万全を期すために重ね代は 90 mm以上とし、必要に応じてテープ 2(防水紙 2 用)を貼り付ける。

### 4) 外張断熱材の施工

外張断熱材はその相互に隙間が生じないように配置し、必要に応じて外張断熱材用留め具を用いて仮留めする。なお、目地部には必要に応じてテープ 3(外張断熱材用)を貼り付ける。

### 5) 防水紙 1 の施工（外張断熱材-胴縁間）

防水紙 1 を使用する場合は、ステープル、テープ等を用いて仮留めする。

この際、防水の万全を期すために重ね代は 90 mm以上とし、必要に応じてテープ 1(防水紙 1 用)を貼り付ける。

### 6) 胴縁の施工

胴縁は、柱、間柱に対して直交させ 500 mm以下の間隔で配置し、胴縁用留め具を用いて柱、間柱に当たる部分に留め付ける。

通気を考慮するならば、柱上で胴縁を切り離し 30 mm以下の隙間を設ける。

### 7) 下端部の水切・スターターの施工

下端部の水切・スターターを使用する場合は、壁面の下端となるところに土台と平行に目地部役物用留め具を用いて留め付ける。

### 8) 外装材の施工

[実部打ちの場合]

外装材は、外装材用留め具を用いて胴縁に留め付ける。次に二枚目のメス部を一枚目のオス部に差し込み、二枚目のオス部を外装材用留め具を用いて胴縁に留め付ける。三枚目以降順次繰り返して連続した壁面を形成する。なお、脳天打ちを併用しても良い。

[共打ちの場合]

外装材は、外装材用留め具を用いて胴縁に留め付ける。次に二枚目のメス部を一枚目のオス部に差し込み、その重なり部分を外装材用留め具を用いて胴縁に留め付ける。三枚目以降順次繰り返して連続した壁面を形成する。なお、脳天打ちを併用しても良い。

### 9) 外装材の目地処理

横目地部は、目地部役物を胴縁に留め付ける。次いで、その上に外装材を留め付ける。その際、防水の万全を期すためには、目地部役物と外装材との隙間を目地材でシールする。

### 10) 当て木の施工

内装材の横目地が配置される場合は、当て木を柱、間柱の側面に取り付け、当て木の両端から当て木用留め具各端 1 本以上を用いて留め付ける。

### 11) 柱受材の施工（屋内側の仕様が真壁（受材）の場合）

柱受材は、柱の側面に取り付け、柱受材用留め具を用いて留め付ける。

### 12) 受材の施工（屋内側の仕様が真壁の場合は有り）（屋内側の仕様が大壁の場合は有り又は無し）

受材は、土台・桁等の横架材に取り付け、受材用留め具を用いて留め付ける。

### 13) 充てん断熱材の施工

充てん断熱材は、柱、間柱の間に充てんする。

### 14) 防湿材の施工

防湿材を使用する場合は、防湿材用留め具を用いて仮留めする。

この際、防湿の万全を期すために重ね代は 30 mm以上とし、必要に応じてテープ 4(防湿材用)を貼り付ける。

### 15) 内装材の施工

[屋内側の仕様が真壁（欠込み）の場合]

内装材は、間柱、当て木及び受材に、内装材用留め具を用いて外周部 200 mm以下、中間部 200 mm以下の間隔で留め付ける。目地部には、必要に応じて内装材目地処理材を施す。

[屋内側の仕様が真壁（受材）の場合]

内装材は、柱受材、間柱、当て木及び受材に、内装材用留め具を用いて外周部 200 mm以下、中間部 200 mm以下の間隔で留め付ける。目地部には、必要に応じて内装材目地処理材を施す。

[屋内側の仕様が大壁の場合]

内装材は、柱、間柱、当て木及び土台・桁等の横架材又は受材に、内装材用留め具を用いて外周部 200 mm以下、中間部 200 mm以下の間隔で留め付ける。目地部には、必要に応じて内装材目地処理材を施す。

## 6. 注意事項

外張断熱材に使用されるフェノールフォーム板は、旭化成建材株式会社が製造する、「ネオマフォーム」である。